

欧米競争政策の動向のポイント

2023 年 10 月 19 日 No.41

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

1 独占行為事件

- (1) 連邦取引委員会、電子処方箋を巡る独占行為事件で、Surescripts 社との間で和解案に到達(2023 年 7 月 27 日)

2 取引制限行為事件

- (1) アスファルト舗装会社の副社長、入札談合への関与容疑について、有罪を認める(2023 年 8 月 17 日)
- (2) 大手ジェネリック医薬品会社 2 社、価格カルテル容疑事案を解決させるために計 2 億 5000 万ドル以上を支払い、また医薬品事業を売却することに同意(2023 年 8 月 21 日)
- (3) 軍事請負会社経営者ら、テキサス州での入札談合への関与に対して、刑の宣告を受ける(2023 年 8 月 23 日)
- (4) フロリダ州南西部でがん患者の救命治療の選択肢を制限した反トラスト共謀への関与疑惑について、医師が有罪を認める(2023 年 8 月 24 日)
- (5) アスファルト舗装会社とその社長、入札談合への関与容疑について、有罪を認める(2023 年 8 月 29 日)

II 欧州競争法(政策)

1 デジタル市場法(DMA)

- (1) デジタル市場法：欧州委員会 6 社のゲートキーパーを指定(2023 年 9 月 6 日)

2 共謀事件

- (1) 欧州委員会、カルテル和解手続において防衛装備品会社に 120 万ユーロの制裁金を賦課(2023 年 9 月 21 日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号では、独占行為事件1件及び取引制限行為事件5件を取り上げる。

独占行為事件1件は、医療情報技術会社 Surescripts が薬局等との排他的取引を通じて、電子処方市場での同社の独占力を違法に維持させたとの嫌疑で、連邦取引委員会が訴えを提起したというケースである。連邦取引委員会は今般、排他的契約の締結等を禁じている同意判決案を同社と共にコロンビア特別区地区地裁に提出した。

取引制限行為事件1件目と5件目は、ミシガン州のアスファルト舗装会社とその幹部らそれぞれが同州における入札談合への関与疑惑について、有罪の答弁をしたという案件である。

1件目では F.Allied Construction 社の副社長が、5件目では同社及びその社長のそれぞれが、ミシガン州東部地区地裁の判事の面前で同罪への関与を認めた。

上記2件目は、大手ジェネリック薬品会社2社がジェネリック薬の販売を巡る価格カルテル、入札談合及び市場分割取り決めに関与していた旨を認め、司法省との間で訴追延期の合意に至ったというケースである。両社は計2億5000万ドル以上の罰金支払に同意し、また共謀による弊害の是正措置としては異例なことに、主要ジェネリック薬の関連資産の売却にも同意した。

上記3件目は、軍事請負会社経営者2名がテキサス州で軍用戦術車両の保守・修理工事案件のそれぞれに関する入札談合に関与したとして起訴されたという刑事事件であり、今般、被告らはそれぞれ、禁固18か月と罰金5万ドル、及び禁固6か月と罰金30万ドルの刑の宣告を受けた。本件刑罰は、当該保守・修理業務に対する調達共謀対策チームの捜査の結果として言い渡されたものである。

上記4件目は、フロリダ州の医師がガン患者向け治療の割り振り協定に関与したとして起訴された刑事事件であり、今般、被告は有罪を認める答弁をした。同共謀では、フロリダ州西南部における患者向け化学療法治療が同医師の病院に、放射線療法治療が他の病院に割り振られた。

1 独占行為事件

(1) 連邦取引委員会、電子処方箋を巡る独占行為事件で、Surescripts 社との間で和解案に到達(2023年7月27日)¹

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は、医療情報技術企業 Surescripts, LLC(以下「Surescripts 社」という。)が排他的な行為を行ったり、また現従業員と元従業員との間で競業避止義務協定を

¹ Press Release, Federal Trade Commission, FTC Reaches Proposed Settlement with Surescripts in Illegal Monopolization Case, July 27, 2023.

締結又は実施したりするのを禁止する同意判決案を提出した。連邦地方裁判所に提出された FTC の命令案は、Surescripts 社が 2 つの電子処方薬市場を違法に独占化するために反競争的戦略を用いたとの請求原因についての争いを解決し、また消費者に即時救済を与えるものである。

かかる和解は、Surescripts 社が 95%の「スーパーシェア」で電子処方サービス市場において独占力を有すると認定した有利な連邦地裁判決の言い渡しに続き、合意されたものである。FTC の見解を採択するに当たり、当該判決は、市場シェアの算定や参入障壁の有無による独占力の認定など、法律の重要な解釈論法を明確にした。

FTC 競争局のホリー・ベドバ局長は以下のように述べた。

「FTC はヘルスケア消費者を保護するために、反トラスト法を躊躇せずに執行していくつもりである。提案された命令は、電子処方薬市場において公正で競争的な土俵を作り出す上で、勝利を意味するものである。Surescripts 社の行為が主な原因で、処方箋を薬局で電子的に現在受け付けてもらっているほとんどの人々は、Surescripts ネットワーク経由でそれらを受け付けてもらっている。この命令案の諸条件によれば、Surescripts 社は 2010 年以来顧客に課してきた反競争的制限を撤廃しなければならず、また薬局で処方薬を受け取る如何なる人の利益のためにも活発な競争を促しうる環境が整備されるようになる。」

2019 年 4 月に FTC は Surescripts 社を提訴し、その訴状において、電子処方箋の送信、及び薬の補償範囲情報等の送受信という二つの電子処方の市場で同社が同社の独占力を維持させるために、違法な垂直的制限を課したり、水平的制限協定を結んだりしたとの主張を展開した。電子処方箋の送信市場では、医療提供者が電子処方箋を薬局に直接送信できるようにする技術が採用されている。一方、薬の補償範囲情報等の送受信市場により、医療提供者は、通常は薬剤給付管理在社を通じて、医療保険の補償対象と給付範囲情報に電子的にアクセスすることで、患者の医療保険でどの処方薬がどれぐらいカバーされているかを知ることができる。

この訴訟の中で FTC より主張されたように、Surescripts 社は反競争的な排他的契約、脅迫その他の排他的戦略を利用して、電子処方箋の送信及び薬の補償範囲情報等の送受信ネットワークのそれぞれの両側に存する顧客らが競合プラットフォームを利用(マルチホーミングとして知られる慣行)できないように意図的に仕掛けていた。

2020 年 1 月に当該裁判所は Surescripts 社の訴え却下の申立てを棄却し、2022 年 3 月に Surescripts 社と FTC はそれぞれ別々に略式判決の言い渡しを求めて申立てをした。2023 年 3 月に当該裁判所は FTC の部分的略式判決の申立てを認め、また FTC と Surescripts 社が和解協議を行うように奨励した。その後、当該裁判所はこの事件を調停に付託した。

FTC の提案された命令の期限は 20 年であり、当該命令案では、FTC が訴えていた種類の排他的行為に Surescripts が関わるのが禁止されている。なお、この提案された命令は、処方箋の送信と薬の補償範囲情報等の送受信サービスに止まっておらず、Surescripts 社の薬歴サービスや同社が取り扱っている医薬品集のオンデマンド・サービスにも同様な禁止規定を拡張してい

る。ちなみに、医薬品集サービスでは、特定の医薬品又はその代替薬の使用に当たり、患者の団体保険又は個人保険で給付金がいくら払われるのかという情報が送信されている。

具体的に提案された命令には、要旨以下のような規定がある。

- ・ Surescripts 社は全単位に対する割引(all unit discount：訳注：当該割引では、顧客の購入量が一定の閾値に達した場合に、その閾値に達するまでの、また達した後の単位についても割引が付与される。)の付与を含め、処方箋の送信及び薬の補償範囲情報等の送受信サービスの顧客らに過半数のシェア要件(majority share requirement：顧客がその取引の半分以上を Surescripts ネットワーク上で行う必要がある旨を定めている要件)を課す契約(排他的契約又は忠実義務契約など)を締結・維持・実施するということが禁止されている。
- ・ Surescripts 社はその顧客らが同社のライバルと取引する能力を妨げたり制限したりするために、過去に使用したその他の問題のある規定を導入するということが禁止されている。
- ・ Surescripts 社はその顧客らが同社のライバルサービスを宣伝することを妨げたり、その顧客らが同社のライバルと情報のやり取りをする能力を妨げたり制限したり、あるいは、その顧客らに対し優先交渉権を同社に与えるように義務付けたりするということが禁止されている。
- ・ Surescripts 社は処方箋の送信と薬の補償範囲情報等の送受信に関して競合他社が同社と競合するのを妨げる契約を締結・維持・実施するということが禁止されている。
- ・ Surescripts 社は過半数シェア要件に同意しない顧客を差別したり脅したりするということが禁止されている。
- ・ Surescripts 社の薬歴サービスと医薬品集のオンデマンド・サービスに対しても、同様の救済措置が当てはまる。
- ・ Surescripts 社はその従業員らが競合する電子処方サービス・プロバイダーで働くのを妨げるような、現従業員又は元従業員との競業避止義務契約を締結・実施するということが禁止されている。

FTC は、終局差止と衡平法上の救済命令案をコロンビア特別区連邦地方裁判所に提出するかどうかについて採決を行い、賛成 3 票、反対 0 票をもってそれを承認した。

2 取引制限行為事件

(1) アスファルト舗装会社の副社長、入札談合への関与容疑について、有罪を認める(2023年8月17日)²

ミシガン州のアスファルト舗装会社のある幹部は本日(8月17日)、ミシガン州東部地区地方裁判所・デトロイト本庁で、同州内のアスファルト舗装工事契約案件のそれぞれの入札で談合を繰り返す2つの別々の共謀において自身が果たしていた役割について、有罪の答弁を行った。

この訴訟で提出された法廷文書によると、ミシガン州クラークストンに本社を置く F. Allied Construction Company Inc.(以下「アライド社」という。)の見積り担当副社長である Kevin Shell(シェル氏)は、社名が公表されていない他のアスファルト舗装会社2社とそれらの従業員達との間で共謀を行い、互に利益が得られるようにするために入札談合を行っていた。シェル氏は2つの共謀のそれぞれに、2013年6月から2019年6月まで、また2017年7月から2021年5月までの間参加していた。この2つの共謀はほぼ同じ方法で行われた。当該共謀者らは受注調整行為を行い、具体的には、受注予定者を決定し、そして同予定者以外の者が非競争的な価格で応札するようにしていた。共謀者達は、実際には、どの会社が各契約それぞれを獲得するかを事前にそれらで決定していたにもかかわらず、これらの入札で競争が機能しているかのような誤った印象を顧客らに与えていた。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は以下のように述べた。

「アスファルト舗装工事は我が国の交通インフラの基盤だ。私達の経済活力は、アメリカのインフラを建設して維持するに当たり公正な競争入札プロセスが存することにかかっている。反トラスト局はその法執行パートナー達と協力して、このプロセスを損ねる幹部らの責任を追及し続けるつもりだ。」

運輸省監察総監室の中西部地域オフィスの責任者であるアンドレア・M・クロップフ特別捜査官は以下の声明を出した。

「運輸省監察総監室は、ミシガン州や他の地域の交通プロジェクトに関わる入札談合と関連するあらゆる活動を確実に特定し、捜査することに尽力している。私達は、法執行機関や検察当局の我々の同僚達とともに、これらの犯罪者らが犯した罪の責任を追及し、また入札プロセスの公平性を回復させるために、利用可能なあらゆる手段を活用し続けていくつもりである。」

郵政公社監察総監室に属する地域事務所の責任者であるケネス・クリーブリー上級特別捜査官は、以下のように発言した。

「司法省反トラスト局は、その他の我々の法執行パートナー達とともに、本日の有罪答弁により、談合と共謀との戦いで勝利を収めた。郵政公社監察総監室は有害な反競争的行為に関与し

² Press Release, Department of Justice, Vice President of Asphalt Paving Company Pleads Guilty to Bid Rigging, August, 17, 2023.

た人物を精力的に捜査するつもりであり、また我々は、この種の活動に関与した人物を特定して報告するよう、国民に求め続けていくことにしている。」

シェル氏はシャーマン法第1条違反の罪2件で有罪の答弁をした。個人に対する最高刑は禁固10年と罰金100万ドル(約1億4800万円、1ドル=148円)である。法人に対する最高刑は1億ドル(約148億円)の罰金である。罰金の上限は、犯罪による利得の2倍の金額、又は犯罪によって被害者が被った損失の2倍の金額の何れかが法定上限額を上回る場合、その金額まで引き上げることができる。実際の量刑は、あらゆる法定要因及び米国量刑ガイドラインが考慮された後に、連邦地方裁判所の裁判官によって決定される。

本日の有罪答弁は、アスファルト舗装工事業界における入札談合その他の反競争的行為に関する継続的な連邦反トラスト捜査の結果として行われたものである。当該捜査は反トラスト局シカゴ事務所、並びに運輸省及び郵政公社それぞれの監察総監室によって行われた。

(2) 大手ジェネリック医薬品会社2社、価格カルテル容疑事案を解決させるために計2億5000万ドル以上を支払い、また医薬品事業を売却することに同意(2023年8月21日)³

司法省は本日(8月21日)、Teva Pharmaceuticals USA, Inc.(以下「テバ社」という。)及び Glenmark Pharmaceuticals Inc., USA(以下「グレンマーク社」という。)に対する刑事反トラスト法違反容疑事案の解決を図るため、訴追延期の合意(deferred prosecution agreement)に至ったと公表した。それぞれの合意の一環として、両社は不正行為に関わった主要事業部門を売却し、また追加的な是正措置として、テバ社は人道団体らに対して5000万ドル(約74億円)相当の医薬品を寄付する予定である。テバ社は2億2500万ドル(約333億円)の刑事罰金を支払うことになるが、これは国内反トラストカルテルとしてはこれまでで最高額となる。なお、グレンマーク社は3000万ドル(約44億4000万円)の刑事罰金を支払うことになる。両社は当該合意の条件に違反した場合には訴追され、有罪判決を受けた場合には連邦医療プログラムから強制除外される可能性が高い。

合意のそれぞれは両社に対して是正措置を講じるよう義務付けており、同措置には、広く使用されているコレステロール薬であり、また本件価格カルテルの共謀で核心的部分を占めたプラバスタチンの関連資産のタイムリーな売却が、含まれている。この異例の救済措置により、両社は不正行為の中心となった事業部門の売却を余儀なくされる。さらに、テバ社は同社の犯罪的取り決めによって価格が影響を受けた2種類の追加薬物であるクロトリマゾールとトブラマイシンの計5000万ドル(約74億円)相当分を、困っているアメリカ人に薬を提供する人道団体に寄付しなければならない。テバ社とグレンマーク社の両社は、とりわけ進行中の犯罪捜査とそれに伴う訴追において同省と協力し、それぞれのコンプライアンスプログラムについて同

³ Press Release, Department of Justice, Major Generic Drug Companies to Pay Over Quarter of a Billion Dollars to Resolve Price-Fixing Charges and Divest Key Drug at the Center of Their Conspiracy, August 21, 2023.

省に報告し、必要かつ適切な場合にはそれらのコンプライアンスプログラムを変更することに同意した。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は以下のとおり述べた。

「今日、反トラスト局とその法執行パートナー達は、必須医薬品の価格を吊り上げ、また米国人から手頃な値段で処方薬を利用できる可能性を奪ったとして、さらに製薬会社2社に責任を取らせた。今回の解決策には、資産の売却及び業界における競争の回復を求める異例の是正措置が含まれている。規制の厳しい企業には、反トラスト局が躊躇うことなく責任を追及し、また再犯を容認しない、という警告が発せられている。」

郵政公社監察総監室に属する地域事務所の責任者であるケネス・クリーブリー上級特別捜査官は、以下の声明を出した。

「司法省反トラスト局は、我々の他の連邦法執行パートナー達と共に、今日の和解合意により、価格カルテルや共謀との戦いで勝利を収めた。郵政公社監察総監室は有害な反競争的行為に関与した人物を精力的に捜査するつもりであり、また我々は、この種の活動に関与した人物を特定して我々に報告するよう、国民に呼びかけ続けている。」

連邦捜査局(FBI)刑事捜査課のルイス・ケサダ課長代理は以下のように発言した。

「FBI は我々のパートナー達と協力して、我が国が長年保持してきた公正競争の原則に違反した犯罪を捜査するため、容赦なく取り組んでいる。今日の合意は、米国民に不利益をもたらす価格カルテル、入札談合及び市場分割取り決めに関与した主体が確実に裁かれるように、我々が尽力していることを示している。」

本件合意の一環として、テバ社はプラバスタチン、クロトリマゾール及びトブラマイシン等の必須医薬品に影響を及ぼした3件の反トラスト共謀に参加したことを認め、またグレンマーク社はプラバスタチンの取引価格の固定化を内容とする共謀に関与したことを認めた。プラバスタチンは心臓病や脳卒中のリスクを下げるために一般的に処方されるコレステロール薬である。クロトリマゾールは皮膚感染症の治療に一般的に処方され、またトブラマイシンは眼感染症や嚢胞性線維症の治療に一般的に処方される薬品である。なお、本件合意の一環として、両社は本日、裁判所の承認を条件とする共同の申立てを行い、同申立てでは、3年の合意期間が終わり、又は罰金が支払われるまでの何れかの遅い日まで、提起された告発についての訴追と裁判の延期が求められている。

複数年にわたる捜査の過程で、反トラスト局とその法執行パートナー達は、多くのジェネリック医薬品に影響を与えた価格カルテル、入札談合及び市場分割取り決めに暴き、その取り決めへの参加を理由にジェネリック製薬会社7社を告発した。本日の和解合意により、7社全てはこれらの刑事告発事案を解決し、また計6億8100万ドル(約1007億8800万円)以上に及ぶ刑事罰金を支払うことに同意した。

グレンマーク社は2020年6月、プラバスタチンその他のジェネリック薬の価格に影響を与えた共謀に関与したとして、価格カルテルの罪1件で告発された。連邦裁判所管轄の大陪審は

2020 年 8 月に同様の行為を対象にグレンマーク社とテバ社に対する優先起訴状案を回付した。1 件目の告発では、テバ社がグレンマーク社、アポテックス社などと共謀してプラバスタチンその他のジェネリック医薬品の価格を吊り上げたと主張されていた。アポテックス社は 2020 年 5 月にこの共謀における自社の役割について有罪である旨を認め、罰金 2410 万ドル(約 35 億 6680 万円)を支払うことに同意した。2 件目の告発で、検察側は、タロウ・ファーマシューティカルズ社やその元幹部アラ・アブラハミアンら等と共謀して、皮膚感染症の治療に使用されるクロトリマゾールなどのジェネリック薬を巡る価格引き上げ、入札談合、また顧客割当取り決めにおいて、テバ社が関与していたと主張した。タロウ・ファーマシューティカルズ社は 2020 年 7 月にこの共謀における自社の役割について有罪である旨を認め、この告発事案を解決させるために罰金 2 億 570 万ドル(約 304 億 4360 万円)を支払うことに同意した(「欧米競争政策の動向のポイント」№.5 参照)。アブラハミアン氏は 2020 年 2 月に起訴され、現在裁判を待っている。3 件目の告発では、検察側は、嚢胞性線維症治療薬トブラマイシンを含む、ジェネリック医薬品の価格引き上げ、入札談合、また顧客割当を目的としたサンド社などとの共謀にテバが関与したと主張した。サンド社の元幹部が本件共謀への関与について 2020 年 2 月に有罪である旨を認めた。サンド社は 2020 年 3 月に本件共謀における自社の役割について有罪の答弁を行い、また 1 億 9500 万ドル(約 288 億 6000 万円)の罰金を支払うことに同意した。これらの告発と本日発表された解決策は合わせて、付随的結果が問題となる可能性がある場合でも、企業犯罪者の責任を追及するのだ、という司法省の取り組みを反映している。

郵政公社監察総監室、FBI 本部及びフィラデルフィア出張所、並びにペンシルベニア州東部地区の連邦検事局がこの事件を捜査した。

反トラスト局刑事執行第 I 課の法廷弁護士であるマシュー・ランダー、トーマス・タイナン、マイケル・ソーワーズ、及びバリー・ジョイスの各自それぞれ、並びに反トラスト局刑事執行第 2 課の課長代理であるマーク・グルンドヴィツヒ及び法廷弁護士であるジュリア・マロニーがこの事件を訴追している。反トラスト局の経済学者であるエヴァン・ジーとピーター・ウッドワード、並びに金融アナリストであるジョアン・レゴムスキーが本件訴追を支援している。

(3) 軍事請負会社経営者ら、テキサス州での入札談合への関与に対して、刑の宣告を受ける (2023 年 8 月 23 日)⁴

テキサス州東部地区地方裁判所・テクサーカナ支部で本日(8 月 23 日)、軍事請負業者 2 名が、テキサス州で行われた軍用戦術車両の保守・修理案件のそれぞれに関する入札談合スキームにおいて各自それぞれが果たしていた役割に対し、量刑判決を受けた。複数年にわたるこの取り決め計画により、1700 万ドル(約 25 億 1600 万円)以上に及ぶ公的資金が確保された。

⁴ Press Release, Department of Justice, Owners of Military Contracting Companies Sentenced for Bid Rigging in Texas, August 23, 2023.

テキサス州クイーン・シティ居住の Aaron Stephens(ステフェンズ氏)は禁固 18 か月の判決を受け、刑事罰金 5 万ドル(約 740 万円)を支払うように命じられた。1 月 12 日に提出された有罪答弁協定書によると、ステフェンズ氏と彼の共謀者らは 2013 年 5 月から 2018 年 1 月にかけて、競争が機能しているかのような誤った印象を政府機関らに与え、またそれらからの支払いを確保するため、一定の政府契約案件の入札らで談合を繰り返していた。これらの共謀者らは、受注調整行為を行い、具体的には受注予定者を決定し、そして同予定者以外の者が意図的に非競争的な価格で応札するようにしていた。ステフェンズ氏と彼の共謀者らは、テキサス州テクサーカナにあるレッドリバー陸軍補給倉庫で行われる作業に関する 6 つの異なる契約案件の入札らで談合を繰り返していた。これらの案件には、軍用トラックの装甲キットや高機動多用途装輪車両に搭載されている砲塔の改修など、重軍装備品関連の作業が含まれていた。

テキサス州ヒース居住の John “Mark” Leveritt(レヴェリット氏)は 6 か月の禁固刑を受け、また刑事罰金 30 万ドル(約 4440 万円)を支払うように命じられた。2022 年 7 月 13 日に提出された有罪答弁協定書によると、レヴェリットは 2013 年 5 月から 2018 年 4 月までの間、同様の共謀に参加して、7 件の入札案件で談合を繰り返していた。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は以下のように述べた。

「今日言い渡された刑の宣告は、軍事契約の付与プロセスの完全性を守るのだという我々の決意を示している。我々は軍隊、そして最終的には国民を犠牲にして私腹を肥やした人達に責任を負わせるつもりだ。」

テキサス州東部地区のダミアン・M・ディッグス連邦検事は以下の声明を出した。

「軍用大型車両や装備品の整備が米軍の機能とその任務にとって極めて重要であるため、本件で被告らが使用したような反競争的行為は、軍、納税者、そして正当な企業に損害を及ぼす。テキサス州東部地区地検は、強欲と個人的利益のために調達プロセスの完全性を侵害する者を精力的に訴追するつもりである。」

陸軍犯罪捜査司令部の主要調達詐欺ユニットに属する現場事務所の責任者代理であるマイケル・克蘭特別捜査官は以下のように発言した。

「今回の判決は、個人的利益のために詐欺や汚職に手を染めようとする者に対する抑止力となるはずであり、また我々と連邦検察局また連邦捜査局(FBI)との捜査協力の専門的かつ徹底した努力の証でもある。我々は、米国政府と米国陸軍の完全性に影響を与える犯罪行為に関与した人々を熱心に追及し続けていくつもりだ。」

FBI ダラス現地事務所の責任者であるチャド・ヤーブロー特別捜査官は以下のように述べた。

「今日の判決は、米国政府に対する詐欺を共謀した人々の責任を追及するために複数の当局が示したたゆまぬ努力や献身の成果である。私利私欲のために政府プログラムを利用した如何なる者でも徹底的に追及して行くのだという我々の姿勢に、国民は安心して頂けるだろう。」
反トラスト局刑事執行第二課、陸軍犯罪捜査司令部の主要調達詐欺ユニットに属するダラス駐在事務所、及び FBI ダラス現地事務所がこの事件を捜査した。

反トラスト局刑事執行第二課の法廷弁護士であるジリアン・ロゴウスキー、ダニエル・ラブランド、エイダン・マッカーシーの各自それぞれがこの事件を訴追した。

2019 年 11 月に司法省は共同法執行の取組である Procurement Collusion Strike Force(調達共謀対策チーム;以下「PCSF」という。)を発足した。PCSF は反トラスト法違反また関連する詐欺的スキームの取り締まりを目的としており、取り締まり対象には、連邦政府、州政府、地方政府レベルでの政府調達、助成金付与、また公的プログラムの資金援助に関わる不正行為がある。

(4) フロリダ州南西部でがん患者の救命治療の選択肢を制限した反トラスト共謀への関与疑惑について、医師が有罪を認める(2023 年 8 月 24 日)⁵

Florida Cancer Specialist & Research Institute LLC(フロリダ州がん専門家及び研究協会；以下「FCS」という。)の元社長兼マネージングパートナーである腫瘍内科医が昨日(8 月 23 日)、フロリダ州南西部におけるがん患者向け腫瘍治療を割り振るための共謀について、有罪である旨を認めた。

フロリダ州中部地区地方裁判所フォートマイヤーズ支部に提出された法廷文書によると、Dr. William Harwin(以下「ハーウィン医師」という。)は 1999 年から 2016 年 9 月までの間、リー郡、コリアー郡及びシャーロット郡においてがん患者に対する化学療法治療を FCS に、放射線治療を別の医療機関に割り振ることに合意することで、競争制限的な共謀に関与していた。

ハーウィン医師は、シャーマン法第 1 条違反の 2 件の訴因について有罪を認めた。量刑は同地裁が定める将来の日に行われる予定である。連邦裁判所の判事は米国量刑ガイドラインその他の法定要因を考慮した上で、量刑を言い渡すようになっている。

司法省反トラスト局刑事課のエマ・バーナム課長代行は次のように述べた。

「この長期にわたる犯罪共謀により、がん患者らは命を救う腫瘍治療の競争的市場にアクセスすることができなくなっていた。反トラスト局は、患者の利益よりも金銭的収益を選択した医療提供者を躊躇なく訴追していくだろう。」

連邦捜査局(FBI)タンパ現地事務所の責任者であるデイビッド・ウォーカー特別捜査官は以下の声明を出した。

「FBI は、命を救うと信頼されている人々が自分達の利益のために医療制度を操作したことを、黙って許すつもりはない。この捜査は、患者ケアとヘルスケア市場を保護するのだという FBI とその提携相手先らの確固たる決意を示している。」

2020 年 4 月、FCS は同じ犯罪共謀に関与したとして告訴され、またその告発事案を解決させるために起訴猶予の合意(deferred prosecution agreement)を形成した。その内容に基づいて、FCS は化学療法と放射線療法のそれぞれを患者らに割り当てることを共謀したと認めた。この

⁵ Press Release, Department of Justice, Doctor Pleads Guilty to Role in Antitrust Conspiracy That Limited Cancer Patients' Options for Life Saving Care in Southwest Florida, August 24, 2023.

合意に基づき、FCS は 1 億ドル(約 148 億円)の罰金を支払い、反トラスト局の進行中の捜査に全面的に協力することに同意した。

FBI タンパ現地事務所のフォートマイヤーズ駐在オフィスがこの事件を捜査した。反トラスト局刑事執行第二課の課長代理のマーク・グルンドヴィッヒ、公判担当上級法律顧問のウンハ・キム、及び法廷弁護士のパトリック・ハラガンとエイダン・マッカーシーの各自それぞれが、フロリダ中部地区の連邦検事局の支援を受けながら、この事件を訴追している。

(5) アスファルト舗装会社とその社長、入札談合への関与容疑について、有罪を認める(2023 年 8 月 29 日)⁶

ミシガン州に本社を置く法人とその社長は本日(8 月 29 日)、同州におけるアスファルト舗装工事契約案件のそれぞれの入札で談合を繰り返す二つの別々の共謀において各自それぞれが果たしていた役割について、有罪の答弁をした。

ミシガン州東部地区地方裁判所・デトロイト本庁に提出された法廷文書によると、ミシガン州クラークストンに本社を置く F. Allied Construction Company Inc.(以下「アライド社」という。)とその社長 Andrew Foster(以下「フォスター氏」という。)は、他のアスファルト舗装会社 2 社とそれらの従業員達と共謀し、互に利益が得られるようにするために入札談合を行っていた。アライド社とフォスター氏のそれぞれの、当該 2 つの共謀に 2013 年 6 月から 2019 年 6 月まで、また 2017 年 7 月から 2021 年 5 月までの間参加していた。当該共謀者らは受注調整行為を行い、具体的には受注予定者を決定し、そして同予定者以外の者が意図的に非競争的な価格で応札するようにしていた。共謀者達は、実際には、どの会社が各契約それぞれを獲得するかを事前にそれらで決めていたにもかかわらず、これらの入札で競争が機能しているかのような誤った印象を顧客らに与えていた。

司法省反トラスト局のマニッシュ・クマール次長は、以下のように述べた。

「これらの有罪答弁は、交通インフラ分野における競争制限的取り決めから米国民を守ることに對する我々の強い決意を示している。反トラスト局はその相手方法執行当局らと共に、企業とそのリーダー達が顧客から公正で開かれた競争を奪った場合には正義を追求し続けていくつもりだ。」

運輸省監察總監室の中西部地域事務所の責任者であるアンドレア・M・クロップ特別捜査官は以下の声明を出した。

「この談合スキームの阻止のために取られた追加的な司法措置は、我々が我々の提携相手先である法執行機関や検察当局と協力して運輸業界における反競争的行為を捜査するのだ、とい

⁶ Press Release, Department of Justice, Asphalt Paving Company and President Plead Guilty to Bid Rigging, August 29, 2023.

う我々の強い決意を示している。これらの司法取引は不誠実で欺瞞的な行為は許されない、という明確なメッセージを送っているはずだ。」

郵政公社監察総監室に属する地域事務所の責任者であるケネス・クリーブリー上級特別捜査官は次のように発言した。

「談合や共謀に関連する行為は消費者に害を及ぼし、自由競争を促進する環境を促さない。本件の有罪答弁は、この種の有害な行為を行った人々を捜査して正義が確実に遂行されることを保証している法執行機関全ての勝利を意味するものである。」

アライド社とフォスター氏はそれぞれ、シャーマン法第1条違反の2件の訴因について有罪を認めた。個人に対する最高刑は禁固10年と刑事罰金100万ドル(約1億4800万円)である。企業に対する最高刑は1億ドル(約148億円)の刑事罰金である。罰金の上限は、犯罪による利得の2倍の金額、又は半罪によって被害者が被った損失の2倍の金額の何れかが法定上限額を上回る場合、その金額まで引き上げることができる。実際の量刑は、あらゆる法定要因及び米国量刑ガイドラインが考慮された後に、連邦地方裁判所の裁判官によって決定される。

アスファルト舗装工事業界における入札談合その他の反競争的行為に関する連邦反トラスト法捜査が進行している中で、アライド社は有罪を認めた最初の法人、フォスター氏は有罪を認めた二人目の個人である。当該捜査は反トラスト局シカゴ事務所、運輸省監察総監室及び郵政公社監察総監室によって行われている。

(お問い合わせは、佐藤 潤・慶應義塾大学産業研究所共同研究員 jun_sato02@yahoo.co.jp までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では、デジタルプラットフォームに対する競争法による規制を補完するデジタル市場法の動向と、和解手続により解決された共謀事件を取り上げる。

欧州委員会はデジタル市場法の下、Alphabet、Amazon、アップル、ByteDance、Meta、Microsoft の 6 社を初のゲートキーパーとして指定した上で、ゲートキーパーが提供する合計 22 のコアプラットフォームサービスを指定した。指定を受けた 6 社には、DMA 所定の義務を完全に遵守するため 6 か月の猶予が与えられている。

共謀事件は、軍用手榴弾の販売に関するカルテルである。防衛装備品会社 Diehl と RUAG は 14 年近くにわたり実施していた軍用手榴弾の販売に関するカルテルを実施していたところ、本件を和解手続により解決することについて欧州委員会との間で同意した。欧州委員会は Diehl に対し 120 万ユーロの制裁金が賦課した一方、RUAG は本件カルテルの存在を明らかにしたため、制裁金が全額免除された。

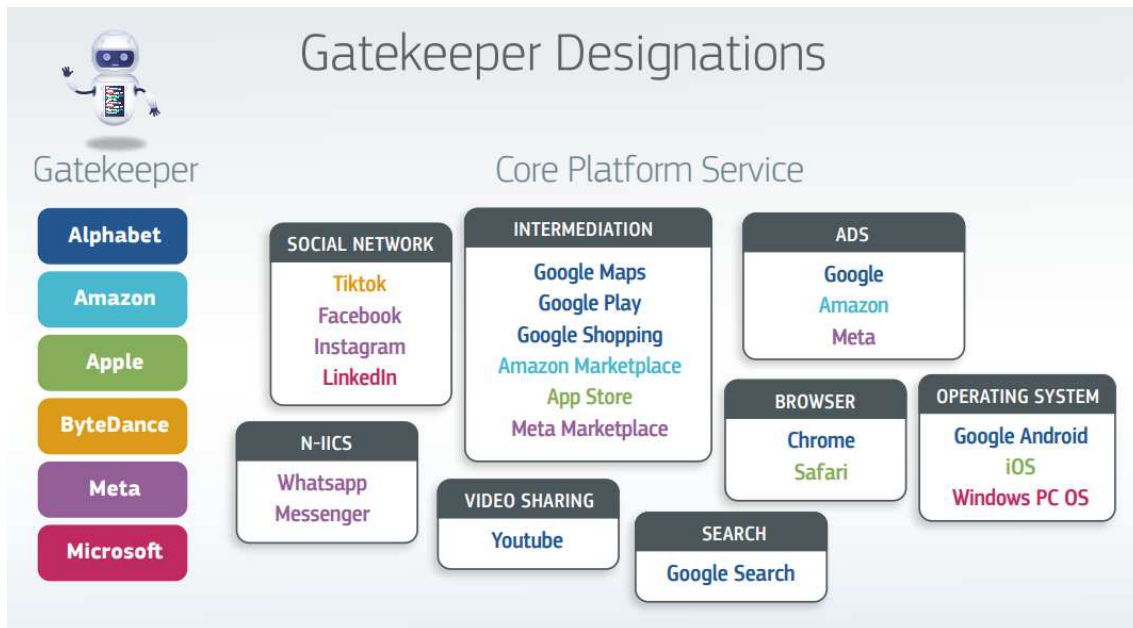
1 デジタル市場法(DMA)

(1) デジタル市場法：欧州委員会 6 社のゲートキーパーを指定(2023 年 9 月 6 日)⁷

欧州委員会は 2023 年 9 月 6 日、デジタル市場法(DMA)に基づいて、Alphabet、Amazon、Apple、ByteDance、Meta、Microsoft の 6 社を初のゲートキーパーとして指定した上で、ゲートキーパーが提供する合計 22 のコアプラットフォームサービス(以下「CPS」という。)を指定した。6 社のゲートキーパーには、指定された各 CPS に対する DMA 所定の義務を完全に遵守するため 6 か月の猶予が与えられている。

欧州委員会は DMA の下、デジタルプラットフォームが自己の CPS について事業者と消費者の間に重要なゲートウェイを提供する場合、デジタルプラットフォームを「ゲートキーパー」として指定することができる。本日の指定に係る決定は、Alphabet、Amazon、Apple、ByteDance、Meta、Microsoft、Samsung から自身が潜在的なゲートキーパーの地位にあるとの通知を受けて欧州委員会が実施した 45 日間の審査を経たものである。欧州委員会は、以下の特定の CPS に関して、上記各社ゲートキーパーたる地位にあることを認定した。

⁷ Press Release, European commission, Digital Market Act: Commission designates six gatekeepers, 6 September 2023.



並行して欧州委員会は、基準値を満たしているにもかかわらず、以下の CPS の一部についてゲートウェイとして適格ではないとする Microsoft と Apple からの申出をさらに評価するため、4 件の市場調査を開始した。

- ・ Microsoft : Bing、Edge、Microsoft Advertising
- ・ Apple: iMessage

本件調査は DMA の下、事業者の提出した反論が問題とされたサービスについて指定されるべきではないことを示すに足るものであるかの確認を目的とする。本件調査は、5 か月以内に完了する必要がある。

加えて欧州委員会は、基準値は満たしていないが、Apple の iPadOS をゲートキーパーとして指定する必要性について評価するため市場調査を開始した。本件調査は、12 か月以内に完了する必要がある。

さらに欧州委員会は、Gmail、Outlook.com、Samsung Internet Browser はゲートキーパーとしての認定される DMA の基準を満たしているものの、Alphabet、Microsoft、Samsung は、上記サービスが各々の CPS のゲートウェイとして適格ではないことを示すに足る主張を行ったと結論付けた。よって欧州委員会は、上記サービスを CPS として指定しないこととし、Samsung については同社の CPS に関してゲートキーパーとして指定されないこととなった。

指定ゲートキーパーの次のステップ

ゲートキーパーには、指定後、自己のサービスについてエンドユーザーとビジネスユーザーに対し、より多くの選択肢と自由を与えることで、DMA にある「すべきことと、すべきでないこと」の完全なリストに準拠するため 6 か月の猶予が与えられている。しかしながら一部の

義務、たとえば企業集中に係る計画を欧州委員会に通知する義務など、指定時に適用が開始されるものもある。これは指定事業者が実効性ある法令遵守を確保していることを示すためのものである。ゲートキーパーには、DMA の各義務の遵守状況を詳述した報告書の提出について 6 か月の猶予が与えられている。

欧州委員会は、上記義務の実効性ある履行と遵守を監視する。ゲートキーパーが DMA に定められた義務を遵守しない場合、欧州委員会は当該事業者の全世界における総売上高の 10% を上限とする制裁金を課すことができ、違反行為が繰り返された場合は上限が 20% となる可能性がある。組織的違反行為の場合、欧州委員会にはゲートキーパーに対し、事業全体又は一部の売却の義務や、組織的違反行為に関連する追加サービスの取得禁止など追加の問題解消措置を採択する権限も与えられている。

今後 DMA の下、さらに多く事業者が所定の基準値に基づく自己評価により欧州委員会に通知を提出する可能性があるため、欧州委員会はすべての関連する事業者と建設的な議論を維持している。

背景

DMA は、ゲートキーパーが事業者やエンドユーザーに不公平な取引条件を課すことを防止し、重要なデジタルサービスの開放性を確保することを目的とする。

欧州委員会は 2020 年 12 月、DMA とともに EU 単一市場へのデジタルゲートキーパーとして機能するオンラインプラットフォームによる特定の行動から生じる悪影響に対処するため、デジタルサービス法を提案した。

2022 年 11 月に施行され、2023 年 5 月より適用されている DMA は、デジタル部門において競争が機能し、公正な市場の確保を目的とする。大規模オンラインプラットフォームの地位がデジタル経済にボトルネックを創出する力を与えていることに鑑み、DMA はビジネスユーザーと消費者の間の重要なゲートウェイを提供する大規模オンラインプラットフォームであるゲートキーパーを規制するものである。

DMA に列挙されている 10 の CPS のうち、少なくとも 1 つを提供する事業者は、以下の基準を満たしている場合、ゲートキーパーと見なされる。対象となる CPS は、アプリストア、オンライン検索エンジン、ソーシャルネットワークサービス、特定のメッセージングサービス、ビデオ共有プラットフォームサービス、仮想アシスタント、Web ブラウザー、クラウドコンピューティングサービス、オペレーティングシステム、オンラインマーケットプレイス、広告サービスなどのオンライン仲介サービスである。1 事業者について複数の CPS のゲートキーパーとして指定することも可能である。

事業者が DMA で定義されているゲートキーパーであるという推定を行うための 3 つの主要な数量基準がある。すなわち(i)事業者が EEA において一定の年間売上高を達成し、少なくとも 3 つの EU 加盟国において CPS を提供している場合、(ii)事業者が EU において設立又は

所在する 4500 万人を超える月間アクティブエンドユーザーに CPS を提供している、又は EU に設立されている 1 万以上の年間アクティブビジネスユーザーに CPS を提供する場合、(iii) 事業者が過去 3 年間に 2 番目の基準を満たしたときである。

DMA は、禁止事項のリストにより特定の行動に従事することを禁止するなどゲートキーパーが遵守する必要のある一連の特定の義務を規定している。

また DMA は、欧州委員会に市場調査を実施する権限を与えており、(i) 質に関する理由で事業者をゲートキーパーとして指定すること、(ii) 必要に応じてゲートキーパーの義務を更新すること、(iii) DMA の規定の組織的違反に対処するための問題解消措置を策定することができる。

2 共謀事件

(1) 欧州委員会、カルテル和解手続において防衛装備品会社に 120 万ユーロの制裁金を賦課 (2023 年 9 月 21 日)⁸

欧州委員会は、競争者である RUAG と共に軍用手榴弾の販売に関するカルテルに関与した事を理由に、防衛装備品会社 Diehl に対し 120 万ユーロ(約 1.8 億円、1 ユーロ=150 円換算)の制裁金を賦課した。両社は本件カルテルへの関与を認めた上で、和解手続により解決することに同意した。RUAG は制裁金減免制度の下、欧州委員会に本件カルテルの存在を明らかにしたため、制裁金を賦課されなかった。

本件違反行為

本件カルテルの対象製品は、軍用手榴弾である。

欧州委員会による調査の結果、両社は 2007 年 7 月 23 日から 2021 年 11 月 23 日にかけてのほぼ 14 年間にわたり EEA(欧州経済領域)全域において国内市場を分割していたことが明らかになった。本件市場分割の結果、他社が同意しない限り、指定会社のみが割当地域において軍用手榴弾を販売する権利が与えられてた。RUAG の本件違反行為への参加は、2021 年 4 月 15 日に終了した。

制裁金

本件に対する制裁金は、欧州委員会の 2006 年の制裁金ガイドラインに基づいて算定された。欧州委員会は制裁金を算定するにあたり、とりわけ違反行為の性質、地理的範囲と実施期間を考慮した。さらに本ガイドラインの算定基準を適用した結果、賦課される制裁金額が非常に低額となったところ、欧州委員会は十分な抑止力を確保すべく本ガイドライン第 37 段に基づく裁量権を行使し、制裁金額を大幅に増額した。

⁸ Press Release, European commission, Antitrust: Commission fines defence company €1.2 million in cartel settlement, 21 September 2023.

両社は、制裁金減免制度の下で欧州委員会に協力を行った。

- ・RUAG は、本件カルテルを明らかにしたため制裁金の全額免除を受け、約 250 万ユーロ (約 3 億 7500 万円)の制裁金を回避した。
- ・Diehl は、欧州委員会の調査への協力を理由に制裁金が 50%削減された。削減は、協力のタイミングと、同社関与したカルテルの存在を証明するために委員会へ提供した証拠が役立った程度を反映している。

さらに欧州委員会は 2008 年の和解告示に基づいて、本件違反行為への参加と責任を認めたことを考慮し、制裁金額の 10%を減額した。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)